

第4回鴨川市学校適正規模等検討委員会会議次第

日時 令和5年9月28日(木)

午後7時00分から

場所 天津小湊支所3階会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 議事

(1) 鴨川地区小学校・認定こども園の適正規模の検討

① 小学校の適正規模の検討

② 認定こども園の適正規模の検討

(2) その他

4 閉会

4校統合

資料 1

上段：児童数（人） 下段：標準学級数（学級） 令和5年5月1日現在

	令和8年度							令和9年度							令和35年度
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
鴨川小学校	25	29	20	34	23	22	153	30	25	29	20	34	23	161	
	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6	
東条小学校	51	51	55	51	51	73	332	53	51	51	55	51	51	312	
	2	2	2	2	2	3	13	2	2	2	2	2	2	12	
西条小学校	16	22	20	27	20	21	126	20	16	22	20	27	20	125	
	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6	
田原小学校	10	18	11	12	15	14	80	7	10	18	11	12	15	73	
	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6	
4小学校計	102	120	106	124	109	130	691	110	102	120	106	124	109	671	515
	3	4	4	4	4	4	23	4	3	4	4	4	4	23	18

※ 標準学級数は、児童数を標準学級児童数（35人）で除した学級数を記載。特別支援学級児童を普通学級に含む。

1 基本事項

- ① 統合小学校の通学区域は、鴨川地区全域とする。
- ② 統合小学校の校舎・体育館等は、土地を新たに鴨川地区学区内に確保し新設する。

2 統合小学校に対する配慮の内容

- ① スクールバスの運行を検討する。
- ② 1校あたりの児童数が増加することに対して、児童数に伴い配置される指導方法工夫改善、専科教員等の加配教職員を活用し、習熟度別指導やチームティーチング等のきめ細やかな指導体制を整備する。

3 3校統合と比較した場合の優位点（メリット）

- ① 学習面
 - 多様な考え方に触れ、認め合い、協力し切磋琢磨することを通じて資質や能力を伸ばしやすい。
 - 学習活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。
 - 学年行事等において、ダイナミックな企画、運営を設定しやすい。
- ② 生活面
 - 豊かな人間関係の構築や多様な集団への形成が図られやすい。
 - 学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。
- ③ 学校運営面・財政面
 - 教員数が多いため、経験、教科、特性などのバランスのとれた教員配置を行いやすい。
 - 組織的な学年経営を行いやすい。
 - 児童一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。
- ④ その他
 - PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。
 - 鴨川地区全児童が集約されるため、人口減少を見通しても複数学級を維持できる可能性が高い。

4 懸案事項

- ① 校舎・体育館・グラウンド等設置のための、学校敷地を新たに整備する。
 - 学校敷地の検討（土地の取得費用、長期的な交渉が生じることが予想される）
- ② 県立安房特別支援学校鴨川分教室

3校統合

上段：児童数（人） 下段：標準学級数（学級） 令和5年5月1日現在

	令和8年度							令和9年度							令和35年度
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	
鴨川小学校	25	29	20	34	23	22	153	30	25	29	20	34	23	161	
	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6	
西条小学校	16	22	20	27	20	21	126	20	16	22	20	27	20	125	
	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6	
田原小学校	10	18	11	12	15	14	80	7	10	18	11	12	15	73	
	1	1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	6	
3小学校計	51	69	51	73	58	57	359	57	51	69	51	73	58	359	
	2	2	2	3	2	2	13	2	2	2	2	3	2	13	
東条小学校	51	51	55	51	51	73	332	53	51	51	55	51	51	312	
	2	2	2	2	2	3	13	2	2	2	2	2	2	12	

※ 標準学級数は、児童数を標準学級児童数（35人）で除した学級数を記載。特別支援学級児童を普通学級に含む。

1 基本事項

- ① 統合小学校の通学区域は、現3小学校区域（鴨川・西条・田原）とする。
- ② 統合小学校の校舎・体育館等は、通学区域内に設置（新設または既存改修等）する。

2 統合小学校に対する配慮の内容

- ① スクールバスの運行を検討する。
- ② 1校あたりの児童数が増加することに対して、児童数に伴い配置される指導方法工夫改善、専科教員等の加配教職員を活用し、習熟度別指導やチームティーチング等のきめ細やかな指導体制を整備する。

3 4校統合と比較した場合の優位点（メリット）

- ① 学習面
 - 多様な考え方に触れ、認め合い、協力し切磋琢磨することを通じて資質や能力を伸ばしやすい。
 - 児童一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。
 - 学習活動等において、個別の活動機会を設定しやすい。
- ② 生活面
 - 児童相互の人間関係が深まりやすい。
 - 異学年間の縦の交流が生まれやすい。
- ③ 学校運営面・財政面
 - 教員数が多いため、経験、教科、特性などのバランスのとれた教員配置を行いやすい。
 - 教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になり一体となって活動しやすい。
 - 施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。
- ④ その他
 - 保護者や地域社会との連携が図りやすい。
 - 小規模化し、30年後は学年40人前後（20人前後の学級）となる見込みだが、児童数及び保護者と学校との関係は、より密となる可能性が高い。
 - 既存敷地・施設等の利用が可能となる。

4 懸案事項

- ① 校舎・体育館・グラウンド等設置のための、学校敷地を整備する。
 - 既存学校敷地・施設利用の検討
- ② 県立安房特別支援学校鴨川分教室

認定こども園の適正規模の検討について

1 基本事項

(1) 認定こども園 OURS について

- ① 私立園のため、統合はできない。
- ② 小学校が4校統合した場合には、OURS 一園が残ることが懸念される。

(2) 分離型の二園について

- ① 鴨川認定こども園と田原認定こども園は施設が分離型のため、0歳児から3歳児、4、5歳児は別々の棟で生活していることが課題となっている。加えて、それぞれの園舎の老朽化も進んでいることから、早急に一体型の園にすることが必要である。
- ② 一体型の園にすることで0歳児から5歳児までの教育・保育の連続性がより一層充実し、保護者もきょうだいの送迎や行事への参加などの利便性が高くなる。
- ③ 鴨川認定こども園については、川の近くであり、災害の際危険であることから、移転をしなくてはならない。

(3) 配置基準について

国の職員配置基準（厚生労働省：認定こども園法施行規則）

子どもの年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
保育教諭一人 でみれる人数	3	6	6	20	30	30

- ・認定こども園では国の職員配置基準が定められており、保育教諭一人で保育できる子どもの人数に制限がある。
- ・保育室の有効面積による定員も定められていることから、園毎に定員や職員の配置人数に違いがある。

2 統合による優位点

- ① 統合になると、課題となっている年度途中での0歳児、1歳児を預かりやすくなる等、より保護者のニーズにあったサービスの拡充や運営ができることが考えられる。
- ② 保育教諭不足の解消や経費の削減につながる。

3 小学校との関係

- ① 統合園が小学校敷地内にあることで、保幼小の学びのつながりや保幼小接続を意識した年長児と小学1年生との交流活動を、活発に行うことが出来る。
- ② 統合園が小学校敷地内にあることで、小学生とこども園にきょうだいがいる場合は、行事や送迎等も一度で済むことが多くなるなど、保護者にとっての利便性も高くなる。